

栃木県佐野市長

印

軽自動車税納税通知書 口座振替用

下記のとおり賦課しましたので通知します。

納税義務者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
賦課年度		課税年度	
振替対象台数	台	合計納税額	円
金融機関名			
支店名		口座種別	
口座番号		口座名義人	
納期限		振替日	
通知書番号	車両番号 (標識番号)	車種	
	備考		税額
			円
			円
			円
			円

課税の根拠

地方税法第443条及び佐野市税条例第80条の規定により課税されます。

納期限までに税金を完納しないとき

(1) 督促手数料 督促状が発送された場合は、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額または納付金額に年14.6% (納期限の翌日から1月を超過する日までの期間については、年7.3%) の割合 (年14.6%を適用する部分についてはその年における租税特別措置法第93条2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「基準割合」という。) に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%を適用する部分については当該基準割合に年1%の割合を加算した割合) を乗じて計算した延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。(3) 滞納処分 督促状を発した日から10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法の定めるところにより滞納処分を受けることになります。

不服申し立て又は処分の取消しの訴え

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この軽自動車税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この納税通知書は7年間大切に保管してください。
上記の口座から納期限の日引き落とします。
振替結果は通帳を記帳してご確認ください。